

中小企業を支援するため販売促進や販路開拓 に取り組む事業活動を支援します！

補助対象期間：令和7年度から令和9年度

補助対象者

- 町内に本社機能を有する法人、個人事業主又は町内に事業所を置く商工会会員事業者
- 鷹栖町町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置に関する条例に規定する町税等を滞納していない事業者

補助対象経費

補助対象経費	補助限度額	補助率	備考
(1) 販売活動促進事業			
広告費 新聞、雑誌等への広告掲載費 ラジオテレビ等での宣伝費	80,000円	1/2	申請は年度内1回限り
パンフレット制作費 商品、サービス等が掲載されている 印刷物の印刷費	50,000円		申請は補助対象期間で1回限り
ウェブサイト作成費 ウェブサイト(ホームページ)製作費	100,000円		
(2) 販路拡大促進事業			
商談会出展費 出展費、旅費、輸送費、備品借上費	120,000円	2/3	申請は補助対象期間内で複数回可能 ※補助限度額は、補助対象期間内における 1事業者当たりの限度額
催事、物販イベント出店費 出店費、旅費、輸送費、備品借上費	200,000円		

※補助対象経費の詳細について、不明な点がございましたら申請前にお問い合わせください。

助成金交付までの流れ

申請者	鷹栖町役場
①助成金交付申請書（別記様式第1号）の提出 →	②申請書類受付
【添付書類】 ☐ 販売活動促進事業助成金明細書（別紙様式第2号） ☐ 町税等納付状況調査同意書 { ☐ 販売活動促進事業の場合、見積書 ☐ 販路拡大促進事業の場合、事業計画書、内容及び対象経費が確認できる書類（例：出展する商談会の要項など）	↓ 審査
④決定通知書受領後、事業実施 ←	③助成金決定通知書発送
⑤実績報告書提出 →	⑥実績報告書受付
【添付書類】 ☐ 対象経費に関する領収書の写し { ☐ 販売活動促進事業の場合、事業実績が確認できる書類又は成果品（例：制作したパンフレットなど） ☐ 販路拡大促進事業の場合、事業実績が確認できる報告書及び実施状況写真	↓ 審査
⑧確定通知書受領 ←	⑦助成金確定通知書送付
⑨補助金請求書提出 →	⑩補助金支払い

※鷹栖町ホームページから様式をダウンロードし、申請先へ郵送または持参してください。

【申請先・お問い合わせ先】

鷹栖町役場産業振興課商工観光係（鷹栖町南1条3丁目5番1号） ☎ 0166-74-3582